

小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線事業認可取消控訴事件 意見陳述

1 説明責任を果たそうとしない重大な問題

控訴人ら住民らは、最終準備書面を昨年9月20日の弁論期日において陳述し、本件の事業計画と認可が違法であることを明らかにした。ところが、国も東京都も、認否・反論すらせず、弁論終結にあたって、まとめの書面の提出をも怠った。本日、住民らが最終準備書面(2)を提出して陳述するというのは、極めて異例のことである。住民に責任を負う国や東京都ら行政の姿勢として、重大な怠慢である。のみならず、東京都は、本件訴訟提起前の計画決定や認可手続きにおける住民からの様々な質問や疑問に対しても、また、本件訴訟における求釈明に対しても何ら誠実に答えていない。一貫して説明責任を果たそうとしない。事業計画や認可をそのまま容認することは許されません。

2 求める説明の拒否とごまかしの説明

私たちは、人口減少が見込まれるもとで交通量も減少し、道路建設が必要でなくなっていることを明確にした。そのことに対して、どのような根拠で交通量の増加が予測しうるのか、未だに具体的な説明がされていない。

のみならず、交通量増加を予測する結論を導くために、明らかなごまかしまで行っていることが明白となっている。例えば、東村山市部分は、2車線道路で足りる交通量となっているので、この北側の東村山市部分に比べて、南側に位置する4車線の本件道路が必要とするために、本件道路に流入する交通量を明らかに水増ししている。例えば、新青梅街道を境にして、北側よりも南側の交通量が5000台以上も多いと予測しており、それが現状では1000台程度なのと比べて、異常といわざるを得ない。

また、本件道路の周辺に大型施設もないので、交通量も増加する余地がないとしてきたところ、何と東京都の説明では、テルメ小川とか、お風呂の王様花小金井という立ち寄り湯の施設があるなどと反論している。しかし、これらの施設の駐車場の容量は、わずか150台とか180台である。これで交通量が増加する可能性を説明しようとするのであるから、陳腐としか言い様がない。東京地裁立川支部のすぐ近くにある「ららぽーと」は3100台、「イオンモール」は4000台の駐車場を擁している。これらの事実を隠して、ごまかしを行う東京都の説明を断じて鵜呑みにするようなことがあってはならない。

この点で、指摘する必要があるのは、玉川上水や自然環境を保護するために、東京都は「適切な時期において実施する予定」としながら、未だ関係機関との協議すら行っていないことである。環境を保護しようという意思自体が欠如しており、その能力もないことは、最早ごまかしきれない状態となっていると言わざるを得ない。

3 健康など重大な被害のおそれと違法判断

控訴人らは、騒音や大気汚染の深刻な被害が発生することなど事実に基づき疑問を提起した。これらの疑問が解消されない以上、とりわけ、健康に影響を及ぼす被害が発生する危険を否定できない以上、道路建設は否定されるべきである。

PM2.5の問題では、SPMのなかに含まれるPM2.5の割合が70%以上という関係が明確になっており、SPMが予測されているのであるから、そこからPM2.5を算出でき、しかも、そ

の推計によれば、環境基準を超えるPM_{2.5}が予測できることとなる。

また、騒音問題についても、同様であり、住民等の自主測定の結果からも、大型車の激しい騒音など睡眠妨害や健康被害の危険がはっきりしている。国際的にもWHOが厳しい基準を提示し、NHKが「隠れた公害」として特集番組を組んだりしている。

これら住民等が指摘する道路公害の危険性について、国からも東京都からも積極的な反論はされていない。のみならず、本件道路と交差する都道3・3・3が具体化され複合的な影響が心配されるにもかかわらず、これを躍起になって否定している。無責任な態度といわざるを得ない。裁判所において踏み込んだ違法の判断を明確にするべきである。

4 公共事業のあり方にも反する本件道路計画

そもそも本件道路は、昭和37年に住民に何らの説明もないばかりか、一切の情報も知らせないままに計画決定がされた。その後、小平市も、東京都も、住民の意見を踏まえて、議会で陳情を採択し、別のルートを提起してきたにもかかわらず、これを実行せず、しかも、その怠慢を棚に上げて、住民からの提起を排除し続けてきた。道路幅の拡張という変更について説明会、それも形だけのものを開いたというだけで、今日、本来道路が必要なのかどうか、生活や健康等への影響は問題がないのかという根本からの議論はされないまま、強行されようとしている。それは、本来住民の意見が第一に尊重されるべき地方自治、公共事業のあり方にも反するものである。

5 裁判所の果たすべき役割

森友学園事件の見積もりを財務省が不正に操作したり、労働統計を厚労省がごまかしたり、それが忖度によるものとされているけれども、道路建設でも、環境アセスメントは、建設を容認する結論を導く「アセスメント」と言われ続けてきた。数字を操作し、生活や健康の危険に目をつぶり、様々な異常をかかえながらも本件道路計画を強行している。わずか150台の駐車場を持つ日帰り温泉の施設をもって、交通量の減少を否定しようとする、地元の住民であれば恥ずかしい議論です。それだけで勝負あったではないでしょうか。それでも平気で準備書面で主張する。馬鹿にするなど言いたくなる態度です。

このような異常なやり方を裁量の枠内という形で容認してしまうことは、もうやめにしてもらいたい。裁判所が異常な行政のあり方にストップをかけ、住民の生活と権利を守る役割を果たされるよう強く求める次第である。